

「アクセス道路ネットワーク化及び遊水地内道路案内サイン」について
 ～渡良瀬遊水地内外の道路案内サイン等改善に向けた検討結果～

(1) 概 要

渡良瀬遊水地はラムサール条約湿地に登録された世界的にも貴重な湿地で、面積 33 平方キロメートルと広大な空間を有している。

地理的には首都圏から 60 km と近く、高速道路などの道路網及び東武鉄道、JR などの鉄道網も整備され利便性に優れていることから、谷中湖周辺を中心とした散策やサイクリング、各種スポーツ、上空ではスカイスポーツ、水面では魚釣りやウオータースポーツ、と様々な活動に利用されており、年間約 200 のイベント等が行われ、年間約 120 万人が訪れている。

しかし、初めて渡良瀬遊水地を訪れる人には、カーナビでの住所での検索が出来ないなど案内に苦労する声も多く、訪れる人にわかりやすいルート案内や利用案内が望まれている。

このことから、わかりやすいルート案内により遊水地内外のアクセス道路のネットワーク化を図るため、遊水地内外の道路案内サイン等についての現状と課題について、その改善に向けた検討結果として報告する。

(2) 検討経過

①第 1 回～第 2 回合同部会では、A・B・C の 3 つのグループ分に向けたグループワークにより、道路案内サイン等についての課題や対応策として考えられるものを抽出し、遊水地の内と外、移動手段別の整理を行った。

②第 3 回～第 4 回合同部会では、第 2 回合同部会の結果から、予め事務局より次のとおり No. 1 ～ No. 8 までのテーマに絞り込み、各グループに割り当て、課題や対応策についての検討を進めた。

付属資料 P1

(3) 検討結果

遊水地内外に区分した、各グループの検討結果は、以下のとおり。

【外】

No. 1 周辺幹線道路に遊水地への道路案内標識設置 B グループ

【結果】道路管理者等に要望していくため、案内表示のない国道 4 号方面及び 50 号方面からの誘導 13 箇所を改善箇所として選定。

付属資料 P2、3

No. 2 最寄駅からの遊水地へのルート案内 C グループ

【結果】①現状で案内パンフレットが未設置の間々田駅・久喜駅・栗橋駅にも設置を検討する。②アクリ財団作成ガイドマップの見直しを検討。

付属資料 P4 上

No. 3 レンタサイクル共有の拡大、利用方法の統一の検討・・・Cグループ

【結果】①当面の対応策として、駅や市町のホームページ等により、レンタサイクルがあることをPRする。②今後検討する対応策として、既存のサイクリングマップを見直し、遊水地周辺で利用可能なレンタサイクルを全て網羅するものを検討する。

付属資料 P4 下

【内】

No. 4 遊水地内主要地点に総合案内看板の設置・・・・・・・・・・Aグループ

【結果】①周辺からの主要なアクセス地点4カ所（藤岡渡良瀬運動公園、第3調節池付近、生井桜つつみ、野渡橋付近）への設置を検討する。②谷中湖周辺案内看板を参考に、全体図と現在地付近の拡大図を合せて表示する。③設置箇所について、所管の国交省各出張所と協議を行う。④河川管理者への要望とともに、整備手法や費用負担等も検討する。⑤既存のものの表示内容を踏まえて、十分な検討を行う。

付属資料 P5

No. 5 遊水地内の位置表示・・・・・・・・・・Aグループ

【結果】①現在地を分かりやすくするため、道路分岐点などに位置表示用に名称を付け、既存の看板（管理用通路の説明等）支柱を利用し、プレート（ブロック記号+通し番号を表示）を取付ける。②車のルートと自転車、歩行者のルートに分けて、案内するべきルートを設定した上で、設置場所を検討する。③管理上、入ってほしくない場所もあるので、所管の国交省各出張所と協議する。④河川管理者への要望とともに、整備手法や費用負担等も検討する。

付属資料 P6,7

No. 6 各地点までの距離や所要時間の表示・・・・・・・・・・Aグループ

【結果】①道路分岐点などに案内板を設置し、方面・距離を表示する。②距離表示は、「現在地から前後の箇所まで何キロ」の様な表示をする。③案内板については、No.5の位置表示と同様に、既存の看板の活用を検討する。④所要時間の表示については、手段や歩くスピード等にもよるので、看板ではなく、ガイドマップ等の地図上への表示を検討する。

付属資料 P8

No. 7 自転車、歩行者の通行区分の設置・・・・・・・・・・Bグループ

【結果】①特に谷中湖周回道路においては、H16年策定ルール&マナーを基本とする。（自転車、ランニングは反時計回り左側通行）②利用者への周知を図るため、引き続き看板設置による注意喚起を行う。③看板より効果的な路面標示での周知を検討する。④一部で実施している路側帯の拡幅を全周行い、歩行者の安全確保を図るよう要望する。

付属資料 P9,10 上

No. 8 路肩駐車可能区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・Cグループ

【結果】①出入口や制限柵付近は、既に駐車禁止の路面標示がされている。
②野鳥が飛来する期間中だけ、路上駐車が多い場所にマナーとゴミ捨てを注意する看板の設置を検討したが、わずかな期間であるため、区域の設定は行わない。
②東谷中橋の道路は山になっており、対面通行の際、双方が坂を上り通行するため見通しが悪く危険であるため、徐行を促す注意喚起の路面表示を河川管理者へ要望する。 付属資料 P10 下

(3) 今後の進め方について

8月の第5回協議会以降の部会においては、合同部会①を2グループ又は3グループに分け、1つ目のグループが取り組むテーマとして、第4回合同部会で各グループがまとめた対応方針に基づき、具体化に向けて、引き続き検討を行う。